

開 発 審 査 会 基 準 第 8 号

有料老人ホーム

有料老人ホームのための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームの内、自己の業務用のもので、次の各号に該当するものであること。
 - (1) その設置及び運営が市の定める「一宮市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合しており、市の有料老人ホーム担当部局と十分な連絡調整がとれたものであること。
 - (2) 当該有料老人ホームに係る入居の権利関係は、利用権方式又は賃貸借方式のものであること。
 - (3) 当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する医療機関又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合等、施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適当なものであること。
- 2 市の福祉施策及び都市計画の観点から支障がないものであること。
- 3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成14年 4月 9日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年 5月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年 3月17日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

開発許可又は建築許可チェック票

有料老人ホーム<一宮市開発審査会基準第8号>

確認	確認事項	確認書類
1	施設は次に該当するものであること。 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームの内、自己の業務用のもので、次の各号に該当するものであること。 1 その設置及び運営が市の定める「一宮市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合しており、市の有料老人ホーム担当部局と十分な連絡調整がとれたものであること。 2 当該有料老人ホームに係る入居の権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。 3 施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當なものであること。 (当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する医療機関又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合等)	福祉部高年福祉課に照会・確認 開発区域図（付近見取図）、理由書 医療機関等との協定書、覚書等
2	市の福祉施策及び都市計画の観点から支障がないものであること。	福祉部高年福祉課で確認 都市マス、都市計画施設等 まちづくり部都市計画課で確認
3	申請敷地面積が、3,000 m ² を超えるものは開発審査会にかかる。	土地登記簿謄本
4	他法令による許認可等が必要な場合、その許認可等が受けられるものであること。（河川法許可、特定都市河川浸水被害対策法、都計法53条許可、水路占用許可、国道等施工承認等）	許可書等

*詳細については、窓口でご相談下さい。

(一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ Tel.0586-28-8646)

更新日 R06.07.01